

美作市情報公開条例第12条第1項に基づく諮問について(答申)

平成25年4月11日

美作市長 安東美孝様

美作市情報公開・個人情報保護審査会

会長 判野裕作

平成24年12月3日付美作ク建第89号に係る下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第4号

ごみ焼却施設等請負工事の予定価格根拠が分かる書類(以下「本件文書」という。)の公開請求に対し、文書不存在のため公開しないとした決定(美作ク建第85号)に対する、個人A<原文実名>(以下「異議申立人」という。)がした異議申立てについての諮問

(別紙)

第1 当審査会の結論

文書不存在のため本件文書を公開しないとした美作市長の決定は、妥当である。

第2 異議申立て及び審査の経緯

1 異議申立人からの公文書公開請求

異議申立人は、平成24年10月23日、美作市長に対し、美作市情報公開条例(平成17年美作市条例第10号、以下、単に「条例」という。)第6条第1項に基づき、「ごみ焼却施設等請負工事の予定価格根拠が分かる書類」について、公文書公開請求をした。

2 非公開決定

上記1の公開請求に対し、美作市長は、請求のあった公文書を本件文書と特定した。

そして、美作市長は、平成24年11月7日、本件文書が存在しないとして非公開とする決定(美作ク建第85号)を行った。

また、美作市長は、異議申立人に対し、当該非公開決定を通知した。

3 異議申立て

上記2の非公開決定に関し、異議申立人は、美作市長に対し、平成24年11月20日、本件文書を公開することを求める異議申立てを行った。

これを受け、美作市長は、平成24年12月3日、条例第12条第1項に基づき、当審査会に対し、諮問第4号に係る諮問を行った(美作ク建第89号)。

4 理由説明書の提出

美作市長は、当審査会に対し、平成24年12月12日、美作市情報公開・個人情報保護審査会運営要領(以下「運営要領」という。)第3条第1項に基づき、非公開決定についての理由説明書を提出した(美作ク建第97号)。また、当審査会は、異議申立人に対し、運営要領第3条第2項に基づき、理由説明書

の写しを送付した。

5 意見書の提出

異議申立人は、当審査会に対し、平成25年1月10日、運営要領第4条第1項に基づき、「理由説明書に対する意見について」という表題の下、上記4の理由説明書に対する意見書を提出した。また、当審査会は、美作市長に対し、運営要領第4条第2項に基づき、意見書の写しを送付した。

6 審査会の開催

当審査会は、平成25年3月6日、平成24年度第3回美作市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、諮問第4号について協議を行った。

第3 異議申立人の主張の概要

①美作市は、ごみ焼却施設整備事業を、一般的な発注方式ではなくプロポーザル方式により行うこととし、コンサルタント会社等の助力を受けながら推進してきた。その中で、本件については、環境省の指導通達等を受けて、業者選定に当たっては学識経験者2名が参加する審査会を設けて選定しているが、そのスケジュール表において基礎審査を終えた半ばの段階で、「予定価格の作成」を明記している。

②また、上記審査会では、同会が定めた審査基準により全体の4割をも占める価格評価を行うことになっており、その審査を平成24年9月27日に行っている。その際、法令等の定めを照らし、業者から提出された最終見積金額が、予定価格を超えていないか審査したことは公開された事実であり、美作市契約規則等により予め定められた予定価格が存在しなければならないことである。

以上の事実と予定価格の重要性からして、予定価格についての根拠となる文書が不存在ということはある得ず、あえて非公開処分に及んだことは、他に公開できない理由が存するものと考えざるを得ない。

以上のことから、本件処分の取消しを求める。

第4 美作市長の主張の概要

美作クリーンセンター(エネルギー回収推進施設, マテリアルリサイクル推進施設)建設工事は, 性能発注方式であり, 受注者となるプラントメーカーの独自の特許や技術, ノウハウを活用することを前提とし, 一律の図面によって技術内容を特定せず, 設計段階から競争に付す方式である。

そのため, 美作クリーンセンター建設工事では, 一般公共工事の場合のような標準歩掛等を用いた積み上げ方式の価格算定にはなじまず, 「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約」等の手引き・資料を参考に予定価格を決定している。

これらの資料は, 決裁・供覧の手続をとっていないことから, 条例上の「公文書」には該当しない。

以上のことから, 本件文書は存在しないため, 本件文書を公開しないとする決定を行った。

第5 当審査会の判断

1 公文書の存否の主張立証責任

文書の不存在を理由としてされた公文書非公開決定の取消訴訟において, 当該公文書の存否の主張立証責任について, 東京高判平成23年9月29日は, 「開示請求の対象である行政文書を行政機関が保有していないこと(当該行政文書の不存在)を理由とする不開示決定の取消訴訟においては, 開示請求者が, 行政機関が当該行政文書を保有していること(当該行政文書の存在)について主張立証責任を負…うと解するのが相当である。」

「①過去のある時点において, 当該行政機関の職員が当該行政文書を職務上作成し, 又は取得し, 当該行政機関がそれを保有するに至り, ②その状態がその後も継続していることを主張立証すべきことになる。」

「開示請求者の側において上記①を主張立証した場合には, …上記②が事実上

推認され、特段の事情がない限り、当該行政機関は上記不開示決定の時点においても当該行政文書を保有していたと推認されるものというべきである。これは、事実上の推認であるから、控訴人において、当該行政機関が不開示決定の時点においても当該行政文書を保有していたと推認することを妨げる特段の事情を主張立証し、保有が失われた疑いがあるとの反証を挙げた場合には、その推認が破られることになることはいうまでもない。」

と判断した。

この裁判例から、本件では、まず、

「i 過去のある時点において、美作市の職員が、ごみ焼却施設等請負工事の予定価格の根拠が分かる公文書を職務上作成し、又は取得し、美作市長がそれを保有するに至ったこと」

を、異議申立人が主張立証しているかを検討し、この点が主張立証できている場合には、次に、

「ii 美作市長が非公開決定の時点においても当該公文書を保有していたと推認することを妨げる特段の事情を主張立証し、保有が失われた疑いがあるとの反証を挙げた」

かどうかを検討すべきである。

2 本件の検討

異議申立人は、上記第3記載のとおり、

- ①美作市が、ごみ焼却施設整備事業の業者選定に係る審査会のスケジュール表において、基礎審査を終えた半ばの段階で、「予定価格の作成」を明記していること
- ②上記審査会の審査の際、法令等の定めにも照らし、業者から提出された最終見積金額が、予定価格を超えていないか審査したことは公開された事実であり、美作市契約規則等により予め定められた予定価格が存在しなければできないことであること

を根拠に、本件文書が存在すると主張する。

しかし、上記①及び②は、「予定価格が定められていたこと」の根拠となり得ても、「予定価格の根拠が分かる公文書が存在したこと」の根拠とはなり得ない。

また、上記第4記載のとおり、美作クリーンセンター建設工事では、一般公共工事の場合のような標準歩掛等を用いた積み上げ方式の価格算定にはなじまず、「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約」等の手引き・資料を参考に予定価格が決定されているところ、これらの資料は、決裁・供覧の手続がとられていない。

条例上、「公文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真…であって、決裁、供覧の手続が終了し、実施機関において管理しているもの」を指す(条例2条2項)から、上記第4によれば、予定価格の根拠が分かる「公文書」は、むしろ存在しないと認められる。

3 まとめ

したがって、

「i 過去のある時点において、美作市の職員が、ごみ焼却施設等請負工事の予定価格の根拠が分かる公文書を職務上作成し、又は取得し、美作市長がそれを保有するに至ったこと」

は、異議申立人において何ら主張立証されていないから、

「ii 美作市長が非公開決定の時点においても当該公文書を保有していたと推認することを妨げる特段の事情を主張立証し、保有が失われた疑いがあるとの反証を挙げた」

か否かを検討するまでもなく、本件文書は存在しないと認められる。

よって、上記第1記載のとおり、文書不存在のため本件文書を公開しないとした美作市長の決定は、妥当である。

以 上